

地下水利用対策の導入例

審議会資料3

区分	手法		概要	メリット	デメリット	本市として
料金を割り引くことにより水道水利用を促進する制度	1	逓減水道料金制	一定水量以上の従量料金を低く設定	大口使用者の誘致や業務拡大の支援となる	設定水量が低すぎると減収となり、高すぎると効果が出ない	△
	2	個別需給給水契約	特定の大口需要家との間で、基準水量を超える一定量の従量料金を低く設定	地下水から切り替えた分が増収となる	なし	○
	3	転入割引 ※転入とは、地下水から水道水へ切り替えること	全量を水道水に切り替える地下水利用者に対して、割引料金を適用	割引率によらず増収となる	地下水利用者に限定することについての明確な説明が必要	△
	4	長期割引	一定期間の給水契約を確約してもらい、その期間中は通常より割安な従量料金を設定	一定期間にわたり収入が担保される 地下水への転換防止となる	既存企業に適用すると減収となる	×

【参考】

地下水利用者に新たな負担を課す制度	5	固定費負担金制度	水道と地下水の併用者から水道施設維持管理費相当額を負担金として徴収	一般の水道使用者との負担の公平化を図るものであり、一般の水道使用者への影響がない	地下水利用者に新たな負担を課すものであり、理解を得るのが難しい	×
-------------------	---	----------	-----------------------------------	--	---------------------------------	---